

## 諸外国の行動制限等の現状について(6/17 17:00 更新・調査中)

※在外公館等において把握している主な取組に限る。

	イベント禁止、施設閉鎖等	移動制限・その他	行動制限緩和に向けた動き
米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各州及び各自治体(郡市)において、順次自宅滞在命令等の緩和、経済活動の再開を実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ レストラン・バー等の持ち帰り・屋外席での営業</li> <li>・ 就業人数を限定した形での興行等ビジネスの再開</li> <li>・ 集会・イベントの人数制限の緩和等</li> </ul> </li> <li>○各州において、入店の際にはマスクの着用を求める等の措置を実施</li> <li>○全州・全自治領等で3/16以降、順次、学校閉鎖を実施。少なくとも124,000の公私立学校の5,510万人に影響</li> <li>○うち48州、ワシントンDC及び4自治領は今年度末(8月末)までの閉校を命令又は推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連邦政府による非常事態宣言(3/13)</li> <li>○全州による非常事態宣言等の発出</li> <li>○国務省による全ての海外渡航の中止勧告(3/19)</li> <li>○連邦政府による全州・自治領等に対する大規模災害宣言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連邦政府が新型コロナ感染拡大抑制のための外出規制の緩和に関する連邦ガイドライン(「アメリカ再開ガイドライン」(Opening Up America Again))を発表(4/16)               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ガイドラインでは、3段階で規制緩和等を進めることとされ、それぞれの段階に進むための基準及び各段階における個人、雇用者等がとるべき行動や各州が果たすべき主要な責任について規定</li> <li>※判断は各州知事。全50州が5/19までに緩和に踏み切り、経済活動を再開(一部地域に限り緩和した州を含む)</li> <li>※最初の段階に入るための基準は、インフルエンザやコロナウイルスの症状及び検査結果の14日間減少等</li> <li>※連邦ガイドラインによらず、ジョージア州他複数の州において独自に一部営業再開</li> </ul> </li> <li>○ニューヨーク州において、1)経済活動再開のための基本方針、2)業種別に4段階に分けた活動再開計画を公表(5/4)               <ul style="list-style-type: none"> <li>北部5地域は6/12以降第3段階、ニューヨーク市は6/8以降第1段階</li> <li>※1)においては、明確かつ厳格な再開に向けた数値目標(メトリックス)が示されており、①新規感染の監視、②病院のキャパシティ、③ウイルス検査のキャパシティ、④追跡のキャパシティの4点の重要な要因に対して、7つの具体的な数値基準を設定</li> </ul> </li> </ul>

	イベント禁止、施設閉鎖等	移動制限・その他	行動制限緩和に向けた動き
英国	<p>○2020/5/7予定の統一地方選の1年延期を発表(3/13)</p> <p>○大規模イベントに対する政府の不支持を表明(3/16首相会見)</p> <p>○パブ、レストラン、劇場等の3/20夜からの閉鎖(3/20首相会見)</p> <p>○イングランド、ウェールズ、スコットランドで学校閉鎖(3/20-) (北アイルランドの児童生徒は3/18-、教職員は3/23-)</p> <p>※ただし、医療職員等主要労働者の児童生徒のためには学校継続</p> <p>※6/1より1年生及び6年生から小学校及び就学前教室を再開。全児童を対象とした学校再開は9月の見込み(イングランド)</p> <p>【スコットランド】</p> <p>・500人以上の集会禁止(3/16-)</p>	<p>○単身の有症状者は、7日間自宅待機(3/12「自宅待機ガイドライン」、3/16更新)</p> <p>○自身又は家族に症状のある場合に14日間の自宅待機を要請(3/16首相会見)</p> <p>※いずれも軽症の場合、専用ダイヤルに電話せず、国民保健サービスのウェブサイトから情報を得ることを要請</p> <p>○全ての国民に自宅待機を指示。生活必需品の購買可。原則在宅勤務を要請。加えて、以下指示(3/23-。6/1改正)</p> <p>・同居しない家族や友人に屋内で会わないこと</p> <p>・必要不可欠でない商品を扱う店舗、図書館、遊び場や屋外ジム、礼拝所の閉鎖</p> <p>・同居家族を除く7人以上の公の場の集会禁止</p> <p>・葬儀を除き、結婚や洗礼その他の儀式を含む社交場の行事を停止</p> <p>※違反には警察が罰金・解散命令</p> <p>※運動回数制限撤廃(ウェールズ、スコットランド)(5/11-) 社会的距離ルール順守を条件に屋外活動解禁(イングランド)(5/13-) 個人利用に限り、礼拝所再開(イングランド)(6/15-)</p> <p>○不要不急の全海外渡航の自粛を要請(3/17)</p> <p>○海外渡航中の英国人に対し、直ちに帰国するよう要請(3/23)</p> <p>○6/15以降イングランドの公共交通機関利用時はマスク着用を義務付。病院の全職員、来訪者にもマスク着用を義務付。</p>	<p>○今後の包括的な計画を以下のとおり発表(5/11)</p> <p>(1)緩和の条件として下記5点を明示</p> <p>①NHS(国民保健サービス)を守る、②死者数の持続的な減少、③感染者数の持続的・相当数な減少、④十分な個人用防護具の確保、⑤規制緩和が実効再生産数1の超過と急激な感染増加の再現をもたらさないこと</p> <p>(2)新型コロナウイルス・アラート・システム(Covid Alert System)を導入。再生産数及び感染者数に基づき警戒度を5段階で決定(リスクなし(1)-危機的状況(5))、必要な制限措置の程度を示す(警戒度高:強化、低:緩和)</p> <p>(3)緩和の3段階を提示(実効再生産数・感染者数が条件を満たせば次の段階に進展)</p> <p>・第1段階:在宅勤務が不可な製造業・建設業等の出勤を奨励(5/11-)、屋外活動を制限なく許容(5/13-)等</p> <p>・第2段階(6/1-):野外マーケット、自動車のショールーム及び学校の一部再開、歯科診療所(6/8-)、必需品以外の小売業、屋外アトラクション再開(6/15-)</p> <p>・第3段階(最速7/4-):ホスピタリティ産業及び公共施設の一部再開等</p> <p>【スコットランド】</p> <p>○制限措置緩和に向けた4段階の「ルート・マップ」を発表(5/21)5/29より第1段階に移行、3週間毎に状況を点検し、ウイルス制御に進展があれば次の段階に進む。</p> <p>・第1段階:ゴルフ・テニス等の屋外活動、公園での日光浴等を容認、飲食店の営業再開(持帰り・ドライブスルーに限る。屋内店舗は引続き閉鎖)</p>

	イベント禁止、施設閉鎖等	移動制限・その他	行動制限緩和に向けた動き
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連邦政府が集会の制限に関するガイドラインを作成、実際に導入するかどうかは各州政府が決定 例：250人以上のイベント中止要請(ブリティッシュ・コロンビア州、オンタリオ州等)</li> <li>○全州及び全準州で3/14以降、順次、学校閉鎖を実施</li> <li>○ケベック州モントリオール大都市圏における小学校の再開を9月まで、保育施設の再開を6/1まで延期(5/15)</li> <li>○ブリティッシュ・コロンビア州は、6/1から幼稚園、小中高を再開</li> <li>○オンタリオ州は、今学期は学校を再開せず授業をオンラインで実施すると発表(5/19)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○100名以上の宿泊施設がある船の10月末まで運行禁止(5/29連邦政府)不要不急の海外渡航に対する中止要請(3/13連邦外務省)</li> <li>○全州及び全準州政府が、3月中旬以降、公衆衛生上の非常事態宣言を发出・延長</li> <li>○国内線・国際線(10席以上)/都市間鉄道(通勤鉄道は除く)について、エアライン/鉄道会社に対し、搭乗/乗車前に健康チェックの実施を義務付。有症状者の搭乗/乗車を拒否(3/30)</li> <li>○旅客定員12名以上の商用船について観光目的での使用の禁止(4/6)</li> <li>○航空旅客に対し、空港チェックポイント等でのマスク着用を義務付(鉄道・バス、船舶の旅客に対しては要請)(4/20)、搭乗前の検温を義務付(6月末-)</li> </ul> <p>(行動制限緩和に向けた動き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○首相府は各州・準州首相との共同声明で「経済活動再開のための公衆衛生上の取組」を発表(4/28)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各州において、以下のように段階的に経済活動を再開 <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンタリオ州：活動再開計画の第1段階(5/19-)(建設・ショッピングモール内を除く小売等(ゴルフ場等娯楽施設等は5/14-))。第2段階(6/12-)(レストランの屋外での食事提供、礼拝所等。トロント大都市圏等を除く)</li> <li>・ケベック州：小売(路面店)業等再開(5/4。モントリオール5/25-)高齢者の外出規制一部緩和(5/11)屋外10人以下等の集会可(5/22-)図書館等条件付再開(5/29-)ショッピングモール再開(6/1-)。モントリオール6/19-)6/8以降徐々に屋外の集団スポーツ再開可。レストラン・屋内10人以下の集会可(6/15-)。モントリオール6/22-)公共施設屋内50人以下の集会可(6/22-)</li> <li>・ブリティッシュ・コロンビア州：活動再開計画を公表(5/6)一定の条件下で飲食店を再開。理髪店等の制限解除(5/19)第1段階(5月中旬)：歯科治療を含む一部医療、飲食・小売店、理髪店、図書館、保育施設、州議会、スポーツ等第2段階(6-9月)：宿泊業、映画館、学校(9月)等第3段階(時期未定)：スポーツ試合(観客有)、コンサート等</li> </ul> </li> </ul>
スペイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活必需品の販売店を除く商店、文化施設等、レストラン等の営業を一時的に停止(3/14-6/7)</li> <li>○全州の大学以下の教育機関の休校措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての不要不急の移動を制限(必需品の購入、通院等を除く)(3/14-6/7)</li> <li>○必需品販売店・重要インフラ等真に必要な分野の従事者以外は3/30-4/9有休取得義務(3/29)</li> <li>○公共交通機関の利用者にマスク着用を義務付</li> <li>○年齢別グループ毎に割当時間を定め、散歩等運動可(5/2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○5/4以降地域毎にフェーズ(1・2・3)を定め、段階的に規制緩和を実施(フェーズ1該当地域なし。フェーズ3終了地域(ガリシア州)は、警戒事態宣言下の規制が適用されず「新たな日常」に入る。)</li> <li>・フェーズ2：定員40%以下の入場等で小売商業施設等の営業再開。飲食店は定員40%以下等で店内も営業可。</li> <li>・フェーズ3：定員50%以下の入場等で小売商業施設等の営業再開。飲食店は定員50%以下等で店内も営業可。</li> </ul>

	イベント禁止、施設閉鎖等	移動制限・その他	行動制限緩和に向けた動き
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○100人以上の集会を禁止(3/15-5/11)</li> <li>○大衆向け施設(レストラン、飲料提供店、美術館等)の受入れを禁止(3/15-5/11)</li> <li>○屋内外の市場を閉鎖(食品市場は地域事情を踏まえ対象外となりうる)(3/24-5/11)</li> <li>○3/22に予定していた市町村議会選挙の決選投票を延期</li> <li>○5/11以降は以下を継続 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公道や公共の場所での10人以上の集会を禁止</li> <li>・5,000人以上の規模の大型フェスティバル・スポーツイベント等は8/31まで禁止</li> <li>・①大型美術館・博物館等、②劇場・コンサートホール等は引き続き閉鎖(①は6/2以降、②は地域状況に応じ6/2又は6/22以降順次再開)</li> <li>・高校・高等教育機関は引き続き受入停止(3/16-。高校は6/2以降順次再開)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公衆衛生法典に「衛生緊急事態」に係る規定を創設し、「衛生緊急事態」を宣言することで、移動制限、物資の徴用等の広範な権限が行使可能に。また、違反者の罰則強化(従来、公衆衛生法典に基づき措置を講じる権限はあったが、より明確化するもの)(衛生緊急事態:7/10まで)</li> <li>○クルーズ船の寄港を禁止(3/15-)</li> <li>○本土と海外の領土との間の航空機での移動を禁止(3/24-)</li> <li>○自宅外の移動を禁止(必需品の買物、通院、テレワークが困難な場合の通勤、若干の運動等は除く。ただし、移動に際し証明書類の所持が必要)(3/17-5/11)</li> <li>○5/11以降公共交通機関利用時はマスク着用を義務付</li> </ul> <p>(行動制限緩和に向けた動き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○3/11以降原則禁止としていた高齢者施設への訪問について、面会場所・時間・人数・年齢制限等も設け再開(4/20-)</li> </ul>	<p>&lt;規制緩和第1フェーズ(5/11-)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全土を赤ゾーンと緑ゾーンの2つに分け、ゾーン毎の制限緩和を実施。ゾーン分けの基準は、①新規症例の発生状況、②重篤者用の患者を受け入れる病床の逼迫状況、③検査・接触者検出システムの構築状況(5/11-)</li> <li>・幼保・小学校は5/11以降、中学校は緑ゾーンで5/18以降再開可(人数制限あり)</li> <li>・3/15以降閉鎖していた商業施設(レストラン、カフェ等を除く)、図書館、小規模な美術館は再開可。大型ショッピングモール(40,000㎡以上)や市場も再開可、地域の判断で閉鎖も可。公園は緑ゾーンで再開可(5/11-)</li> <li>・企業向けに外出制限解除プロトコルを公表(5/3)</li> </ul> <p>&lt;規制緩和第2フェーズ(6/2-)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全土を緑ゾーンとオレンジゾーンの2つに分け、ゾーン毎の制限緩和を実施</li> <li>・中学校は緑ゾーンで全学年を、オレンジゾーンで第6学年(日本では小6相当)・第5学年(中1)を対象に再開、高校は緑ゾーンで総合・工業・職業高校を、オレンジゾーンで職業高校を優先的に再開</li> <li>・自宅からの移動距離制限は解除</li> <li>・公園(5/30-)、ビーチ、美術館・歴史的建造物等の再開可、カフェ、レストラン等は予防措置実施を条件に再開可(オレンジゾーン:テラス席のみ)</li> <li>・観光宿泊施設、プール、ジム、劇場等の再開可(オレンジゾーン:6/22以降)</li> </ul> <p>&lt;規制緩和第3フェーズ(6/22-)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所・小中学校で全生徒を受け入れ(6/14大統領演説)</li> </ul>

	イベント禁止、施設閉鎖等	移動制限・その他	行動制限緩和に向けた動き
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○病院、介護施設、高齢者施設及び障害者施設への訪問について、特定の1名による定期的な訪問のみ認める</li> <li>○大規模イベント(お祭り、観客を伴う大型スポーツイベント、大型コンサート等)は少なくとも8/31まで禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健衛生措置(公的空間における最低1.5mの距離確保、特定の公共の場でのマスク着用義務)を維持し、接触制限措置を6/29まで延長。公共空間における滞在は最大10人又は二世帯との接触が可(ただし、州独自の決定可)(5/26)</li> <li>○観光目的での外国渡航中止を勧告(3/17)(6/15以降、EU・シェンゲン加盟国及び英国への渡航警告は解除され、各国別の渡航情報に。これら以外の国への不急不要の渡航に対する警告を8/31まで延長。)</li> </ul> <p>(行動制限緩和に向けた動き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一つの市郡単位における過去7日間の新規感染者数が人口10万人あたり50人を超えた場合、制限措置を再び実施(特定の区切られた現場における感染拡大の場合はその現場に、そうでない場合は当該市郡に再び制限を課す)(5/6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3/22以降閉鎖していた商店等について、感染対策(入場人数の制限及び待機列の回避)を実施した上で、全店舗の営業再開を認める(5/6)</li> <li>○3/16以降休校措置が取られていた教育施設(学校、幼稚園等)について、段階的に再開(5/4)夏季休暇前までに全ての生徒が一度登校できるようにする(5/6)</li> <li>○宗教活動のための集会、子供用遊び場及び博物館・動物園等一部文化施設の条件付き再開(5/4)</li> <li>○すべての企業において保健衛生措置を実施し、今後も可能な限り在宅勤務を行う(5/6)</li> <li>○レストランの営業及び観光目的での宿泊施設利用に関して、各州は感染状況と州の特色を考慮し、各州経済大臣会議の共通保健衛生措置に基づく対策を前提に、独自の責任で段階的な再開を決定(5/6)</li> <li>○劇場、オペラ座、コンサートホール及び映画館等の文化施設に関して、各州は感染状況と州の特色を考慮し、各州文部大臣会議の共通保健衛生措置に基づく対策を前提に、独自の責任で段階的な再開を決定(5/6)</li> <li>○各州は、感染状況と州の特色を考慮し、各州担当大臣会議の共通保健衛生措置に基づく対策を前提に、各分野の段階的な再開を実施(5/6)</li> <li>○屋外でのスポーツ施設は各州スポーツ相会合の決定で定められた条件の下、段階的に再開可(5/6)</li> </ul>

	イベント禁止、施設閉鎖等	移動制限・その他	行動制限緩和に向けた動き
スイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食料品、薬局を除く全ての店舗、レストラン、バー、娯楽施設、その他十分な対人距離を確保できない業種(ヘアサロン等)を閉鎖(持帰り食品店等は対象外)(3/17-4/26)</li> <li>○連邦議会は開催中の上下両院による春会期中断を決定(3/15)</li> <li>○公私を問わず、全てのイベントを禁止(近親者の葬式を除く)(3/16)</li> <li>○ジュネーブ州、バーゼル・シュタット準州では保育園も閉鎖。閉鎖するかは各州の判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大統領による非常事態宣言(3/16)</li> <li>○社会生活で人との距離を保つよう要請</li> <li>○ラッシュ時を避け、社内でも距離を確保する等、車内での感染症拡大防止措置を決定。これらの条件がそろわない場合にはマスク着用を推奨(4/30)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○規制を段階的に緩和。美容室、マッサージ店、花屋、無人洗車場、非生活必需品の販売等を再開(4/27)飲食店、市場も再開可(5/11)全ての宗教行事は、ソーシャル・ディスタンス、衛生管理を遵守した上で5/28から再開可(5/20)</li> <li>○小学校以降の教育機関について、義務教育は再開、高等教育機関等は、生徒5名以下の授業について再開可。(一部州では生徒を2グループに分け時間差登校・確実登校を実施)(5/11) 6/8以降義務教育以降の講義室での授業再開可(5/27)</li> <li>○6/8予定だった第3フェーズの緩和措置を以下のとおり前倒し(5/27) 30人以下の集会(5/30)300人以下のイベント、観光事業、動物園等、プール等施設、ナイトクラブ等の営業再開(6/6-)</li> </ul>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染者急増を踏まえ、首都圏地域を対象に5/29以降、感染者発生傾向が一桁に減るまで、以下の強化された防疫措置を施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・居酒屋、カラオケ、塾等に運営自制勧告、やむを得ず運営する場合、防疫守則の遵守義務</li> <li>・特定多数が利用する公共施設の運営中断。政府等の主管行事も不要不急の場合中止・延期</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「ソーシャル・ディスタンス」を終了、5/6から「生活防疫」に移行。行動要領となる「生活防疫」においては、基本的な距離の確保と防疫指針の遵守の下、原則として会食、会合、外出等の日常生活を許容(5/3)</li> <li>○公共交通機関では、マスク着用を義務付(5/26)</li> <li>○感染者急増を踏まえ、首都圏地域を対象に5/29以降、感染者発生傾向が一桁に減るまで、以下の強化された防疫措置を施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府機関・公企業等は、在宅勤務、時差通勤制等を実施。各企業にも同様の措置を要請。</li> <li>・不要不急の外出や会合等の自制を勧告。生活必需品の購入や医療機関への訪問等の必要不可欠な場合以外は外出自粛を要請。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「ソーシャル・ディスタンス」を終了し、5/6から「生活防疫」に移行。行動要領となる「生活防疫」の基本指針及び細部指針を5/3策定、日常生活での実践を依頼。以降、各自治体においてもその特性に合わせた指針を策定・施行</li> <li>○「生活防疫」においては、基本的な距離の確保と防疫指針の遵守の下、原則として会食、会合、外出等の日常生活を許容(5/3) <ul style="list-style-type: none"> <li>※ただし、自治体の裁量で高危険施設への防疫指針遵守命令等の行政命令も可。遊興施設集合禁止命令、対人接触禁止命令を実施する自治体もあり</li> </ul> </li> <li>○幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特殊学校について、5/20から6/8にかけて順次登校開始</li> </ul>